

平成 21 年 4 月 6 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
アシュアランス業務部門品質管理部
アカウンティング・サポート・グループ

「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 21 年 1 月 22 日付で公表されました「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（１） 論点 1－3 小規模企業等における簡便法の容認について－容認の範囲

【意見】 簡便法の容認される小規模企業については、人数規模等の数値要件を設けるのではなく、基本的には原則法を用い、会社が影響軽微と判断し、監査人がそれを認める場合にのみ簡便法の適用を認めることとすべきである。

【理由】 簡便法が容認される小規模企業の範囲として、現行の「退職給付に係る会計基準」では従業員が比較的少ない小規模企業を示しており、これを受けて「退職給付会計に関する実務指針」では加入者 300 人未満という人数要件が示されているが、本来は制度設計や受給者数等様々な要素を考慮にいられて影響額の多寡を判断して簡便法の適用を認めるべきと考えられる。

(2) 論点 1-3 小規模企業等における簡便法の容認について一簡便法の限定

【意見】小規模企業等における簡便法について、国際的な会計基準でも容認されている、数年（通常 3 年程度）に一度、個別データを基に退職給付債務計算を行い、計算年度間の年度については、ロールフォワード方式による簡便的な方法に限定して認める方向で検討を進めるべきと考えられる。

【理由】国際的な会計基準では簡便法の使用を容認する定めはなく、原則的には簡便法は終息すべきと考えられる。しかし、国際財務報告基準では十分な定期性をもって退職給付債務を測定する方法が容認されており（IAS19 号 56 項、57 項及び結論の根拠 16 項参照）、実務的には、数年（通常 3 年程度）に一度個別データを基に退職給付債務計算を行い、計算年度間の年度については、原則法で算出した計算結果の基準日時点の退職給付債務を調整するロールフォワード方式による簡便的な方法が認められている。このため、小規模企業等における簡便法の容認にあたっては、ロールフォワード方式による簡便法に限定して検討を進めるべきと考えられる。なお、ロールフォワード方式をとる場合であっても、国際会計基準では、年金資産運用の実績と予測の差異等に関し、遅延認識を認めていると考えられるので、あわせて検討する必要があると考えられる。

(3) 論点 3 貸借対照表で計上する退職給付に係る負債

【意見】 論点 3 の注 23 に記載されているアセットシーリングの会計処理については論点として取り上げ、今後の会計基準の見直しにおいて検討を行うべきと考えられる。

【理由】 日本基準では、前払年金資産の計上にあたり、資産計上の上限を定める規定はない。国際的会計基準へのコンバージェンスに資するためには、論点として取扱う必要があると考える。

(4) 論点 4-2 重要性の基準値と回廊アプローチ

【意見】 現行の我が国の重要性の基準を廃止し、回廊アプローチを含めた遅延認識のあり方について国際的な会計基準の見直しの動向を踏まえ、検討を進めるべきと考える。

【理由】 我が国においては、重要性の基準を適用することにより、割引率については、期末の割引率により計算した退職給付債務が10%以上変動すると推定さ

れる場合にのみ現行の割引率を変更することが求められる。また、期待運用収益率、その他の基礎率（昇給率、退職率等）については、明確な数値基準はなく、それぞれの企業固有の実績等に基づき退職給付債務等に重要な影響があると認められる場合には見直しが求められている。一方、国際的な会計基準で導入されている回廊アプローチでは、割引率以外の期待運用収益率、その他の基礎率（昇給率、退職率等）などすべての要素を考慮して遅延認識すべき部分が明確にされている。回廊アプローチについては、今後の国際的な会計基準の見直しの議論に従うとしても、重要性の基準は廃止する方向で検討すべきである。

（５） 論点 10 その他の退職後給付

【意見】 一時的解雇給付の認識時点について、日本基準では明確な定めがないため、あわせて今後の審議の過程において検討いただきたい。

【理由】 日本の会計基準では、一時的解雇給付が明示的に取扱われていないため、企業会計原則注解 18「引当金について」に基づき、当期以前に事象が発生しており支給を行う可能性が高く、支給額が合理的に見積れる場合には引当金を計上するのが一般的な実務と考えられる。一方、「論点整理」で指摘されているように国際財務報告基準、米国会計基準では明示的に一時的解雇給付の会計処理を取り上げており、今後の審議の過程のなかであわせ検討されることが望まれる。

以 上